

社労士会労働紛争解決センター愛知

費 用 規 程

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、社労士会労働紛争解決センター愛知規程（以下「センター愛知規程」という。）第 15 条第 2 項の規定に基づき、社労士会労働紛争解決センター愛知（以下「センター愛知」という。）が行うあっせん手続に要する費用について必要な事項を定める。

（用 語）

第 2 条 この規程において使用する用語は、特に規定がある場合を除き、センター愛知規程及び社労士会労働紛争解決センター愛知和解手続規程（以下「手続規程」という。）において使用する用語の例による。

（費用等の種類）

第 3 条 センター愛知規程第 15 条に規定する費用は、申立手数料、期日手数料、成立手数料及びその他の費用とする。

（申立手数料及び期日手数料）

第 4 条 申立人は、申立書をセンター愛知に提出する際に、申立手数料として 金 3, 0 0 0 円を現金で納付しなければならない。

② 受領した申立手数料は、次項の規定によりその一部を返還する場合を除き、申立てを受理した後は返還しない。ただし、センター愛知所長が申立てを不受理とする決定をした場合又は申立ての受理を取り消した場合は、申立手数料を全額返還する。この場合において、申立手数料の返還に要する費用は、申立人の負担とする。

③ 次条の規定に基づき申立手数料が減額されたときは、センター愛知事務局は、その額を申立人に返還する。この場合において、申立手数料の返還に要する費用は、申立人の負担とする。

④ 申立人及び被申立人は、センター愛知に対し、期日手数料としてそれぞれ金 3, 0 0 0 円を、各手続期日の終了後、速やかに現金で納付しなければならない。

（申立手数料の減額）

第 5 条 運営委員長は、申立人の経済的事情、手続の経緯その他の事情を勘案し、運営委員会の承認を得て、前条に規定する申立手数料を減額することができる。

(成立手数料)

第 6 条 申立人及び被申立人は、和解が成立した場合は、和解契約書に解決額として示された経済的利益の額を紛争の価格とし、その 5 % に相当する金額を成立手数料（千円未満の端数は切り捨てとする。）として、センター愛知が定める納付期間までに、現金又はセンター愛知が指定する金融機関の口座に振込む方法により、センター愛知に納付しなければならない。

② 前項の場合において、紛争の価格を算定することが困難なときは、あっせん人が、具体的事案の内容を勘案し、紛争の価格を決定する。この場合において、担当弁護士があっせん人に指名されていないときは、あっせん人は、当該担当弁護士の助言を受けて、紛争の価格を決定しなければならない。

③ あっせん人は、成立手数料に関する当事者間の負担割合を和解成立時に定め、これを両当事者に告知するとともに和解契約書に記載しなければならない。

(謄写の費用)

第 7 条 手続規程第 3 6 条第 1 項の規定に基づいて謄写の請求をする者は、当該請求をするときに、謄写 1 枚について 1 0 円を、センター愛知に現金で納付しなければならない。

(その他の費用)

第 8 条 あっせん手続の審理に要する証人日当、あっせん人又は申立事項等整理人が出張したときの旅費及び宿泊費その他の諸費用については、費用発生時に、あっせん人が、申立人又は被申立人の負担額、負担割合及び支払方法を定め、各当事者は、これに従い、その定める期間内に、現金又はセンター愛知が指定する金融機関の口座に振込む方法により、センター愛知に納付しなければならない。

② あっせん人は、前項における費用の概算額等について、費用が発生する前に、あらかじめ申立人又は被申立人に通知し、同意を得るものとする。

(消費税に相当する額)

第 9 条 この規程に定める額は、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）

に基づき、センター愛知の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

- ② 当事者は、この規程に規定する申立手数料、期日手数料及び成立手数料を支払う際には、消費税に相当する額を加算して支払うものとする。

（規程の改廃）

第 10 条 この規程の改廃は、本会理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、本会理事会の承認を得て、社労士会労働紛争解決センター愛知が行う民間紛争解決手続の業務について、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の規定による法務大臣の認証を取得した日（平成21年8月13日）から施行する。

附 則

- 1 平成24年4月23日（理事会承認の日）から平成25年3月31日までの間に申立てがあった事案の申立手数料、期日手数料及び成立手数料については、第4条及び第6条の規定にかかわらず徴収しないこととする。

附 則

- 1 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に申立てがあった事案の申立手数料、期日手数料及び成立手数料については、第4条及び第6条の規定にかかわらず徴収しないこととする。

附 則

- 1 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に申立てがあった事案の申立手数料、期日手数料及び成立手数料については、第4条及び第6条の規定にかかわらず徴収しないこととする。

附 則

- 1 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に申立てがあった事案の申立手数料、期日手数料及び成立手数料については、第4条及び第6条の規定にかかわらず徴収しないこととする。

附 則

- 1 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に申立てがあった事案の申立手数料、期日手数料及び成立手数料については、第 4 条及び第 6 条の規定にかかわらず徴収しないこととする。

附 則

- 1 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に申立てがあった事案の申立手数料、期日手数料及び成立手数料については、第 4 条及び第 6 条の規定にかかわらず徴収しないこととする。

附 則

- 1 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に申立てがあった事案の申立手数料、期日手数料及び成立手数料については、第 4 条及び第 6 条の規定にかかわらず徴収しないこととする。

附 則

- 1 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に申立てがあった事案の申立手数料、期日手数料及び成立手数料については、第 4 条及び第 6 条の規定にかかわらず徴収しないこととする。

附 則

- 1 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に申立てがあった事案の申立手数料、期日手数料及び成立手数料については、第 4 条及び第 6 条の規定にかかわらず徴収しないこととする。

附 則

- 1 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に申立てがあった事案の申立手数料、期日手数料及び成立手数料については、第 4 条及び第 6 条の規定にかかわらず徴収しないこととする。

附 則

- 1 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に申立てがあった

事案の申立手数料、期日手数料及び成立手数料については、第４条及び第６条の規定にかかわらず徴収しないこととする。

附 則

- 1 令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に申立てがあった事案の申立手数料、期日手数料及び成立手数料については、第４条及び第６条の規定にかかわらず徴収しないこととする。

附 則

- 1 令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間に申立てがあった事案の申立手数料、期日手数料及び成立手数料については、第４条及び第６条の規定にかかわらず徴収しないこととする。